

平成26年度 地域包括支援センターの事業計画の概要

I 各地域包括支援センターから提出された事業計画について

地域包括支援センター設置運営法人は、平成26年度包括的支援事業を受託するに当たって、市が示した「長野市地域包括支援センター設置運営方針」に基づき、これまでの取組状況と反省点を踏まえた上で、地域の特性等も考慮した具体的な事業計画を作成しました。

本概要は、市が示した基本的な運営方針と各センターの独自の取組等についての要旨をまとめたものです。

II 基本的な運営方針について

市が地域包括支援センター設置運営法人に対して示した、基本的な運営方針の要旨は次のとおりです。

1 高齢者が健康で自分らしい生活を継続することができるように支援します。

地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の総合的な相談窓口として、高齢者自身の意思を尊重し、自助努力を基本に、住み慣れた環境の下で、健康で生きがいを持って自分らしい生活を継続することができるように支援します。

2 地域におけるネットワークを活用し、地域で暮らす高齢者の生活を支えます

地域包括支援センターは、地域において、行政機関、医療機関、介護サービス事業者、住民自治協議会や民生児童委員など地域の関係者、ボランティア等とのネットワークを構築し、その調整役として、高齢者一人一人の状況に合ったサービスや地域の活動につなげられるようきめ細かな相談・支援を実施します。

3 チームアプローチにより次の基本業務を行います

保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの資格を持った専門職員が、高齢者に関する様々な相談に応じます。さらに、多様化・複雑化した相談に対して、それぞれの専門性を生かし、相互に連携・協働しながら多様な視点から問題の解決を図り、“チームアプローチ”の考え方を基本として、次に掲げる高齢者に関する様々な相談に応じます。

また、情報の共有化と相談・支援のレベルアップに努めます。

- (1) 総合相談支援
- (2) 権利擁護
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (4) 介護予防ケアマネジメント
- (5) もの忘れ相談

4 直営センターと委託センターの連携により効率的に業務運営を行います

直営の地域包括支援センターは、「基幹的な機能を担う地域包括支援センター」として、市内の地域包括支援センター全体の業務を統括・調整し、後方支援及び人材育成等の機能を担います。

民間委託の地域包括支援センターは、市（介護保険課、高齢者福祉課、厚生課、保健所、保健センター等）及び直営の地域包括支援センターと密接な連携を図りながら、公正・中立な立場で基本業務を実施します。また、在宅介護支援センターは、地域包括支援センターを補完する相談窓口（ブランチ）として、管轄する地域包括支援センターとの連携の下に、一体的に総合相談業務を実施します。

5 課題解決のための連携を強化します

地域包括支援センターが直面する課題等に対応するため、長野市地域包括支援センター運営協議会に民間委託の地域包括支援センター職員も出席し、委員の求めに応じて地域の実情や情報等を報告するほか、次の会議を開催します。

- (1) 地域包括支援センター運営調整会議
- (2) 地域包括支援センター専門職連絡会

6 重点的に取り組むべき事項

(1) 在宅医療・介護連携の推進

地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携を図り、在宅医療に従事する医師・歯科医師・薬剤師・看護師等の医療関係職と介護関係職との多職種協働による在宅医療・介護の連携を一層推進します。

(2) 認知症高齢者とその家族への支援

認知症に対する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、標準的な認知症ケアパスを作成・普及する。

「認知症初期集中支援チーム」を配置し、地域で継続した支援ができる仕組みづくりに取り組みます。

「かかりつけ医によるもの忘れ相談」等を活用するとともに、認知症初期集中支援チームの介入や認知症カフェ等の活動を支援する。

(3) 地域包括支援ネットワークづくりの推進

高齢者が暮らしやすい地域にするために、地域の課題を明確にした上で、地域の社会資源の連携体制を支える地域包括支援ネットワークづくりを進めます。

Ⅲ 各地域包括支援センターの運営方針（理念・目標等）について

【中部・南部…直営センター】

地域の高齢者の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある、その人らしい生活を継続することができるよう努めます。

行政機関として基本的な業務を実施するとともに「基幹的な機能を担う地域包括支援セ

ンター」として、市内の地域包括支援センター全体の業務を統括・調整し、後方支援及び人材育成等の機能を担います。

【博愛の園】

地域で暮らす高齢者の心身の健康保持、生活の安全、生きがい作り及び介護予防のために必要な相談・援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に継続して支援します。さらに、地域や関係機関とのネットワークを構築し、地域住民の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の地域における拠点となることを目指します。

【ケアポート三輪】

高齢者が住みなれた地域で、安心して、その人らしい生活を続けるために、その方のニーズや状態に応じて福祉や保健・医療・権利擁護などの様々なサービスが利用できるよう、地域の課題をふまえ、包括支援センターの周知活動を行いながら地域の関係機関と協力して高齢者やその家族支援に努めます。

【安茂里】

公正・中立な機関として、地域で暮らす高齢者等の心身の健康保持と生活の安定、生きがいづくり及び介護予防のための相談・援助を行うことにより保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に継続支援します。さらに地域や関係機関とのネットワークを構築し、地域住民の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の地域における拠点となることを目指します。安心して高齢者が健康で自分らしい生活を継続することができるように支援します。

【コンフォートきたながいけ】

- 1 地域包括ケアシステムの中核を担うコーディネータ機関であることを認識し、地域内の医療・介護・福祉サービス、その他ボランティアやインフォーマルサービスとも連携を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指します。
- 2 専門職としての責務を自覚し、職員相互の情報共有を心掛け、「チーム」として連携・協働を図りながら業務に専心します。
- 3 地域の総合相談窓口としての存在を広く市民に周知するため、一層の広報活動を進めます。

【コスモス】

高齢者に介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活していけるように関係者と連携をとりながら支援します。

【ケアプラザわかほ】

地域包括ケアシステムの実現に向けた取組について、平成27年度の制度改正を視野にさらに進めていく必要があります。特に、26年度は、「地域ケア会議」の進め方や方向性をさらに見極めつつ長野市の方向性をしっかりと理解した上で担当地区で実践していきます。

また、引き続き地域と行政を結びつける機関としての地域包括支援センターの役割・機能を目指し、「地域のネットワーク作り」「総合相談窓口」における活動も更に展開していきます。若穂・松代地区での高齢者の生活を支える総合相談機関として期待される役割を十分果たしていきたいと思えます。

【ニチイケア高田】

「認知症の方が普通の暮らしの幸せが継続できる古牧地区の福祉を推進する」という目標を掲げ、地域全体で認知症の方や家族の見守り支援ができるよう、医療機関、かかりつけ医、住民自治協議会や民生児童委員協議会をはじめとする地域の協力団体、関係機関、ボランティア団体等との連携の強化に努めます。また、個別ケースの支援内容の検討を通じたケアマネージャーへの支援に取り組みます。

【星のさと】

身近な地域における高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービス利用や機関、制度へ繋ぎ、継続的に支援します。地域の関係団体と協働しての「よろず相談会」の開催やネットワークを通じた地域の高齢者の実態把握に努め、要援護高齢者への早期対応を図ります。

【若槻ホーム】

- 1 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるように、身近な相談窓口として個々の状況に合わせた相談・支援を行います。
- 2 地域の関係機関とのネットワークを構築し、地域包括ケアの実現を目指します。
- 3 3職種が相互に連携・協働し、高齢者を支えるチームとして課題解決を図ります。

【芹田】

- 1 高齢者が自分らしい生活を送れるように支援します。
総合相談の窓口として、社会福祉の援助相談等幅広い相談に対応していきます。
- 2 地域のネットワークを活用し、地域で暮らす高齢者の生活を支えます。
地域のネットワークの調整役として、高齢者のサービスや地域活動に繋げていけるように、相談・支援を行います。
- 3 チームアプローチにより、基本業務を行います。
3職種がチームアプローチで、専門の知識と視点から知識を活用し、高齢者を支える様々な相談に応じます。
- 4 直営地域包括支援センターとの連携により効率的な業務運営を行います。
長野市関係部課及び直営包括支援センターと密接な連携を図り、公正中立な立場で業務を行います。
- 5 課題解決のために、連携・協働を進めます。
長野市地域包括支援センター運営調整会議への出席、地域包括支援センター専門連絡会への出席

【豊野サブセンター】

公正・中立な機関として、地域で暮らす高齢者の心身の健康保持と生活の安定、生きがいづくり及び介護予防のために必要な相談・援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に継続支援します。さらに地域や関係機関とのネットワークを構築し、地域住民の様々なニーズに応えることができる高齢者福祉の地域の拠点となる事を目指します。

【富竹の里】

【理念】

- 1 地域に開かれた信頼される社会福祉法人を目指します。
- 2 人権を尊重し、明るく健康的なやすらぎのあるサービスの提供を目指します。

【目標】

わたくしたちは、社会福祉法人の持つ公共性の高い社会的使命を自覚し、

- 1 全ての人に公平・公正なサービスを提供するため、正しい情報を伝達し、それぞれが望む保健福祉の提供に努めます。
- 2 在宅介護（ショートステイ・デイサービス・ホームヘルプ・有料老人ホーム）から施設介護（特別養護老人ホーム）に至るまでの一貫性のある複合型サービスの提供により、地域福祉の増進に寄与し得るよう努めます。
- 3 信頼される確かな技能の習熟を目指し、サービスの質の向上を図るため自己研鑽に努めます。

【吉田】

公正・中立な機関として、地域で暮らす高齢者等の心身の健康保持と生活の安定、生きがいづくり及び介護予防のための相談・援助を行うことにより保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に継続支援します。

今年度は「吉田地区を知る・つなげる」をテーマに地域ネットワークの基盤を作る取り組みを行い、地域住民の相互の助け合いや介護サービス事業所、医療機関や保健センターなどの地域の関係機関の「顔の見える関係づくり」の構築に努め、地域包括ケア推進を念頭においた事業を展開します。

【コンフォートにしつるが】

- 1 地域包括ケアシステムの中核を担うコーディネータ機関であることを認識し、地域内の医療・介護・福祉サービス、その他ボランティアやインフォーマルサービスとも連携を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指します。
- 2 専門職としての責務を自覚し、職員相互の情報共有を心掛け、「チーム」として連携・協働を図りながら業務に専心します。
- 3 地域の総合相談窓口としての存在を広く市民に周知するため、一層の広報活動を進めます。

【桜ホーム】

専門職それぞれが専門分野での役割を担い、スタッフ全員が連携して知識や技能を終結し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

IV 具体的な事業計画について

各センターは地域や関係機関との連携を深めながら、地域において様々な実績を重ねてきました。センターの周知も徐々に進み、相談や実態把握等の業務実績も年々向上しています。地域の実情に合わせた独自の取り組みも検討され、次のような特色のある運営も始まっています。

1 地域におけるネットワークを生かした活動の展開

(1) ケア会議の充実・活性化

地区の民生児童委員協議会定例会にあわせ地区ケア会議を開催し、地域が抱える高齢者・障害者福祉等に関する課題などを調整してきました。この活動は、支援困難事例における関係者の連携に着実につながっています。

【安茂里】 地区ケア会議や「地域の支え合い推進ネットワーク会議」の中でも地域の課題を掘り下げ、ネットワークを活かして地域における取組などを検討します。

【きたながいけ】 地区、ブロックケア会議を適時開催し、支援が必要な高齢者に対して、チームで対応にあたる体制を強化します。

【コスモス】 川中島・更北ブロック内での保健・福祉・医療の関係者との連携を図るため、処遇困難な事例や情報交換を行います。(星のさとと合同)

【わかほ】 医師会や歯科医師会の協力を得ながら、特に支援困難な事例の検討を行うとともに、地区ケア会議の課題を総括し、地域を越えての課題検討を行います。

【富竹の里】 柳原地区ケア会議では、センターが運営進行を行い、民生児童委員からの対応困難事例の報告や必要な助言、対応方法の検討などを行います。今年度はブロックケア会議で「在宅医療・介護連携の推進」のため、医療従事者、地域福祉関係者等との情報交換を通じて連携を図ります。

(2) 地域の多職種協働による在宅医療・介護の連携

地域の在宅医療・介護に従事する多職種の専門職が協働して、日常の介護・療養支援を始め、急変時の対応や看取りなど、高齢者・家族を支援していく連携体制を構築することが必要です。

【ケアポート三輪】 地域福祉連携の会の開催により、ネットワークの連携を通じて問題解決に結びつくような関係づくりに取り組みます。

【安茂里】 ブロックケア会議では、医師や歯科医師の協力を得ながら、支援が困難な事例の検討を行います。

【コスモス】 ケアマネージャー、医療機関、かかりつけ医、市関係課、社会福祉協議会、住民自治協議会等の地域の協力団体やボランティア団体と連携を図り、地域で高齢者が安心して生活できるようにします。

【わかほ】 在宅医療地域リーダーとして担当地域における高齢者の状況に応じて本人・家族を支援できる連携体制づくりに努めます。

【豊野サブセンター】 総合病院の地域連携室や介護サービス事業所、居宅介護支援事業所の代表者、行政担当者、警察、消防署などと「地域包括推進ネットワーク会議」を開催。更に、地域の診療機関、調剤薬局等も含め、日常の介護、療養支援や急変時の対応、退院支援等高齢者、家族を支援することができる体制づくりに努めます。

(3) 地域の社会資源の掘り起こしと活用

地域包括ケアを実現するため、フォーマルサービスにとどまらずインフォーマルサービスを含めた地域の社会資源の把握、活用に取り組みます。

【安茂里】 社会福祉協議会等と連携を取り、社会資源について（マップづくりなど）地域の高齢者や関係機関にも知らせるようにします。

【星のさと】 情報を整理し地域の高齢者や家族はもとよりケアマネージャーやサービス事業所に提供できるようにします。

【豊野サブセンター】 ボランティア連絡協議会、住民自治協議会と共催で、「お話ボランティア養成講座」を開催し、広く住民に向けた啓発活動を行い、育成されたボランティアが地域のサロンや施設などで活動できる場の支援を行っていきます。

【富竹の里】 新たなインフォーマルサービスや社会資源の把握に努め、総合相談や介護予防ケアマネジメントに活用するとともに、地域の介護支援専門員や関係機関への情報提供を行い、地域福祉の充実を目指します。

(4) 高齢者の実態把握の実施

地域に出て高齢者の状況を見極め、孤立や深刻な事態に発展する危険性を回避し、援護が必要な高齢者に適切な助言とサービス提供を行います。

【ケアポート三輪】 民生児童委員との連携を図りながら、災害時要援護者台帳等を有効に活用し、実態把握に努めます。

【安茂里】 地域に出て高齢者の状況を見極めるなど、民生児童委員との連携を図りながら、災害時要援護者台帳を有効に活用し実態把握に努めます。

【きたながいけ・にしつるが】 民生児童委員、家族、親族、その他地域住民からの相談に応じて実態把握を行います。

【コスモス】 コープながのと共催で相談窓口を作り、定期的な相談を受けます。

【高田】 お茶のみサロン、ふれあい会食会地区の行事へ積極的に参加し、実態把握を行います。

【星のさと】 お茶のみサロン（年10回）、ふれあい会食会（年10回）、老人クラブ（年3回）等に参加し、地区の実態把握に努めます。

【若槻ホーム】 住民自治協議会で開催される「福祉なんでも相談会」において、地域のニーズを把握します。

【芹田】 民生児童委員との連携を図りながら、緊急キットの活用や災害時要援護者台帳を有効に活用した実態把握に努めます。

【吉田】 民生児童委員との連携を図りながら、災害時要援護者台帳等を有効に活用し実態把握に努めます。

【桜ホーム】 独居高齢者及び高齢者世帯の家庭を直接訪問し、心身状況や家庭環境等、生活の実態を把握します。必要に応じて電話をかけ定期的な訪問を実施します。安否確認の電話かけや訪問を効果的に行い、隠れた問題の早期発見に努めます。

(5) 地域での見守り支援

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加していることから、センターは、地域での見守りネットワークの一員として、地区ネットワーク会議等に協力し、支援を行っていく必要があります。

【博愛の園】 地域住民とトラブル等があり、福祉サービス等の利用や周囲からの支援を自ら拒否している者への介入支援をしていきます。

夜間緊急連絡体制で、事業所への電話は、携帯電話への転送により受信します。原則管理者が対応します。

【きたながいけ・にしつるが】 直営包括支援センターと情報交換を密にし、また後方支援施設と協力しながら、24時間連絡体制を整えます。

【コスモス】 携帯電話への転送にて夜間休日の連絡体制を整えます（24時間対応）。

【高田】 転送携帯を輪番制で所持し、24時間体制での相談を受け付けます。

(6) 地域包括支援センターの周知活動

地域包括支援センターの認知度はまだまだ不十分であり、様々な機会を捉えて地域で周知活動をする必要があります。

【安茂里】 包括あもりだよりの発行、地区のお茶のみサロン参加、地域支え合いネットワークを活かすなど、地域住民との関りの機会を捉えて周知活動を行います。

【コスモス】 各種団体やお茶のみサロン、ふれあい会食で介護予防や必要なチラシを配布し、毎月有線放送による周知を行います。

【高田】 広報誌「みちくさ」を隔月発行します。

【星のさと】 広報誌を作成し全戸回覧します（年2回程度）。

【豊野サブセンター】 広報紙を作成し、地区内全戸に回覧して多くの住民にセンターを知ってもらうきっかけ作りをしていきます。

【富竹の里】 センター独自のチラシを作成し、併設施設や関係機関に設置します。

【吉田】 吉田包括だよりの発行や地区のお茶のみサロンに出向いたり、地域支え合いネットワークを活用し地域住民の方々との関わりの中など機会を捉えて周知活動を行います。

2 認知症に関する取組

(1) 認知症高齢者に対するケアマネジメント支援

ケアマネージャーや医療機関と積極的に連携をとり、専門3職種が持つ知識や技術を積極的に提供しケアマネジメント支援に努める必要があります。「認知症初期集中支援チーム」と連携し、認知症高齢者やその家族に関わり、自立生活のサポート支援に努めます。

【安茂里 ほか5箇所】 直営センターに配置された「認知症初期集中支援チーム」と連携を図り認知症高齢者やその家族に関わり自立生活のサポート支援に努めます。

(2) もの忘れ相談と生活支援

認知症高齢者の家族からの相談を受け、「かかりつけ医によるもの忘れ相談」等へつなぎ、必要に応じて相談に同行するなど、早期受診につながるよう支援することが必要です。また、継続して認知症高齢者とその家族の生活を支援していくことが必要です。

【安茂里】 地域のもの忘れ相談医療機関を紹介、必要に応じ同行し認知症の方の早期発見と適切な医療や介護に結びつけることができるように支援します。

【豊野サブセンター】 新たに「もの忘れ相談・介護相談会」を開催します。また、住民自治協議会と連携して地域に出向いて相談会を実施します。

(3) 認知症予防講座の開催等

今後も予防講座の周知を図りながら、認知症の家族に対する支援と地域における高齢者の見守り体制について検討する必要があります。

【安茂里 ほか5箇所】 関係機関の協力を得て認知症の正しい知識と介護方法を知るための認知症予防講座を開催するなど、認知症に関する正しい知識の普及に努め、認知症の家族に対する支援や地域における高齢者の見守り体制について円滑に推進できるよう取り組みます。

(4) 認知症相談会の開催

かかりつけ医への相談や専門医への受診につながらない場合等には、認知症相談会につなぐなど、継続して支援していくことが必要です。

【芹田 ほか4箇所】 かかりつけ医もの忘れ相談事業に繋がらない場合等は、認知症相談会へ繋げていく等、継続して支援していきます。

(5) 認知症サポーターの養成・キャラバンメイトの活動支援

認知症の正しい知識や接し方を理解し、地域で自分ができる範囲で認知症の人を支援する「認知症サポーター」の養成に取り組むことが必要です。研修会等を開催しキャラバンメイトが継続的な活動に取り組めるよう支援することが必要です。

【星のさと】 地域のキャラバンメイトやボランティアと一緒に活動の場を設けるなど、連携の機会を作ります。キャラバンメイトとして地域の公民館等からの依頼に積極的に参加し、認知症の人が生活しやすい地域づくりを目指します。

【吉田 ほか7箇所】 キャラバンメイトの積極的な活用に取り組むとともに、研修会等を開催し、キャラバンメイトが継続的な活動に取り組めるよう支援を行います。

(6) 地域での認知症高齢者（家族）を支える活動への支援

地域の見守り体制構築への協力や、本人・家族を支える交流会や自主グループ等の継続的な活動支援に取り組みます。

【安茂里】 介護者の集いへの参加や地域の見守り体制構築に協力します。

【コスモス】 コープながのと合同で毎月介護相談日を設けます。平成26年度は福祉用具事業者と協力。認知症の家族を介護している人たちが同じ立場の人と集まって、息抜きできるように、介護者の集いを定期的に開催します。

【高田】 2ヶ月に1回、住民自治協議会主催の介護者相談会へ参加します。

【星のさと】 公民館を利用した認知症カフェの立ち上げ支援に取り組みます。

【芹田】 認知症カフェ等の設立活動も支援していきます。

【富竹の里】 地区の「介護者の集い」への参加や住民自治協議会と連携し、「ふくし相談会」へ月1回相談員として出席します。

3 高齢者虐待の防止及び権利擁護に関する取組

(1) 高齢者虐待に関する啓発活動

高齢者虐待について正しく知ってもらうためのミニ講座や出前講座を開催するとともに、パンフレットや紙芝居等も活用し、地域及び関係者への啓発活動に積極的に取り組む必要があります。

【ケアポート三輪】 介護者教室等により高齢者虐待に関する啓発活動を行い、地域のお茶のみサロンや食事会等に参加し高齢者虐待・消費者被害の防止の知識を普及します。

【安茂里】 虐待防止ミニ講座（紙芝居）の開催や、パンフレットを活用し、地域及び関係者への啓発活動に積極的に取り組みます。

【わかほ】 高齢者等に向けて虐待予防ミニ講座（紙芝居の活用）を行い、高齢者虐待についての知識を深めていただき、虐待予防に努めていきます。

【高田】 広報誌で事例紹介、各地区のお茶のみサロン等で講話を行います。

【星のさと】 パンフレットや紙芝居等を活用し、地域及び関係者への啓発活動を積極的に行う。

【若槻ホーム】 介護者教室、地域のお茶のみサロン等に参加し高齢者虐待、消費者被害の防止に取り組みます。

【豊野サブセンター】 地区ケア会議、ケアマネージャー研修会、地域のサロンや福祉交流会などの機会に、出前講座やミニ講座を開催し、パンフレットを活用し啓発活動に取り組みます。

(2) 高齢者虐待への対応（通報・連携・支援体制の構築）

地域の実態把握に努め、虐待の防止と早期発見に取り組むとともに、早期に状況を把握できる体制を構築し、市と連携を図りながら適切に対応する必要があります。

3職種の職員がそれぞれの専門性を発揮し協働して問題解決に当たることや、関係機関と日常的な関係づくりに取り組む必要があります。

- 【博愛の園】 虐待や各種詐欺等、他者の権利侵害が疑われる者への介入支援の実施。高齢者への介護保険サービスだけでは解決できない複数の問題を内包しているケース支援と、適用できる制度やサービスがないなどの困難ケースへの調整機能を強化します。
- 【安茂里】 3職種の職員が専門性を発揮し、高齢者虐待の背景にある複雑な要因が重なっておきる困難事例に対して協働して問題解決にあたります。
- 【きたながいけ・にしつるが】 相談の中から、虐待が疑われるケースに対しては、直営センター、担当行政機関と連携を図り、必要な支援を行います。
- 【わかほ】 社会福祉士部会で福祉事務所と連携をとりスムーズな対応の体制を整えます。3職種間での相談・対応に加え、虐待ケースの進捗状況について、毎月の係会議で定期的に経過や対応方法について検証し方向性を決定していきます。
- 【星の里】 社会福祉士を中心に研修への参加や事例検討によりセンター間の問題解決能力を高めます。
- 【吉田】 事実関係の把握、養護者の安全の確保、養護者のフォローなど他機関と連携を取りコアメンバー会議を開き方針を決めて対応します。

(3) 成年後見制度の利用支援

センターは、相談に応じるとともに、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援・暮らしのあんしんサービス事業等につなげる必要があります。

- 【博愛の園】 独居、認知症高齢者で世帯内に適切な意思決定のできる人がいない者を権利擁護事業へ結びつけていきます。
- 【安茂里】 成年後見制度や日常生活自立支援・暮らしのあんしんサービス事業や成年後見支援センターとの連携を強化します。
- 【桜ホーム】 司法書士からの地域連携に関するヒアリングに協力し、司法書士と関わり・連携を強め、相談会や研修会への講師派遣や、場合に応じて事例検討会への出席を依頼し、制度の周知を図ります。

(4) 消費者被害の防止

介護サービス事業者等と連携して、高齢者への周知・啓発活動を行い、被害を未然防止することが必要です。また、警察や消費生活センター等と連携して情報収集を行うとともに、被害に遭った高齢者を支援する必要があります。

- 【安茂里 ほか8箇所】 民生児童委員やケアマネージャー、サービス事業所などと連携して周知啓発活動を行う。警察や消費者センター等と連携して被害に遭った高齢者を支援していきます。
- 【わかほ】 警察や消費者センター等と連携して情報収集を行うとともに、被害に遭った高齢者を支援していきます。お茶のみサロンや講座等で高齢者等に向けて消費者被害防止の話を言い、被害に遭わないように知識を深めていただき、注意喚起を行います。
- 【桜ホーム】 地域団体・関係機関との地域ネットワークを構築し、消費者被害情報の把握、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

職員は様々な事例に的確に対応できるよう、日常的にスキルアップに努める必要があります。

【安茂里 ほか6箇所】 職員が様々な事例に的確に対応できるよう、研修会への積極的な参加など、日常的にスキルアップに努めます。

4 ケアマネージャーへの支援

(1) 個別相談の実施

地域のケアマネージャーからの個別相談を受け、専門3職種の多面的な視点で、ケアマネージャー自身が自ら問題解決ができるよう後方支援を行う必要があります。

【安茂里・豊野サブ】 3職種の多面的な視点でケアマネージャー自身が問題解決しているような支援を行います。

【コスモス】 年10回程度の管内ケアマネージャー対象の研修会を実施する。毎年、ケアマネージャーから、学びたい内容のアンケートをとり、医療、サービス内容、ケアマネージャーの検討管理等の研修を行います。同じ立場のケアマネージャー同士が何でも話し合える場となるような研修会とします。

【星のさと】 3職種の多面的な視点でケアマネージャー自身が問題解決しているような後方支援を行います。

【吉田】 3職種の多面的な視点でケアマネージャー自身が問題解決しているよう支援します。

【若槻ホーム】 3職種がそれぞれの専門性に基づいた視点でケアマネージャー自ら課題解決ができるように支援します。

【芹田】 3職種の多面的な視点でケアマネージャー自身が問題解決しているよう支援します。

【富竹の里】 3職種の多面的な視点でケアマネージャー自身が問題解決しているような後方支援を行います。

(2) 支援困難事例への対応

センターが構築した地域のネットワークを、地域のケアマネージャーにも広げ、地域の中で関係者が協力し合い事例検討会等を開催するなど、問題解決が図れる環境を作ることが必要です。

【安茂里】 関係機関と連携を図るとともに居宅介護支援事業所の主任ケアマネージャーとともにケアマネージャーと連携を図り、事例検討会などで問題解決が図られるようにします。

【わかほ】 個別のケアプランの作成指導を通じたケアマネジメント指導を行います。

【星のさと】 管内ケアマネージャーに対し、年3回勉強会、毎月第2水曜日に、気づきの事例検討会を行い、問題解決のスキルを学びます。

【芹田】 ケアマネージャーが地域ネットワークを広げ地域のかなで関係者と協力し事例検討する等の問題解決が図れるように環境調整をしていきます。

(3) ケアマネジメント支援事業の実施

今後はさらに、認知症高齢者とその家族の支援について学び、介護者の負担が軽減できるよう、地域のケアマネジャーの抱える課題を探りながら、ケアマネジメント支援をする必要があります。

【ケアポート三輪】 地域のケアマネジャーに対する研修会や個別相談により、ケアマネジャー自身が問題解決できるよう、専門3職種の視点からチームアプローチによる日常的な支援を行います。

【安茂里】 年2回連絡会を行い、意見、情報交換を行います。

【きたながいけ】 ケアマネジャーの資質向上に付与する研修会を開催します。

【高田】 管内ケアマネジャーを対象とした学習会を年2～3回開催（コンフォートきたながいけと共催など）します。

【豊野サブセンター】 年3回のケアマネジャー連絡会を計画し、ケアマネジャーの抱える課題を探り、要望を取り入れ、事例の検討会を行います。

【富竹の里】 「成年後見制度についての理解」、「介護と医療との連携」、「民生児童委員との連携」など、昨年度ケアマネジャーから要望のあったテーマに沿って研修会や連絡会を定期的で開催します。

【吉田】 民生児童委員、保健センター等地域の関係機関との結びつきの場をセッティングし、住民活動の状況やケアマネジャーが持つインフォーマルサービスの情報等を共有し、地域課題を協議します。

もの忘れ相談事業開始に伴い、「認知症」を一つのカテゴリーとして地区内の医療機関、保健センター、ケアマネジャー等が連携を図れるようネットワーク構築につながる取組を積極的に行います。

5 介護予防ケアマネジメント

(1) はつらつアップ高齢者へのケアマネジメント

“はつらつアップ高齢者”に対し、要介護状態とならないように、本人の同意のもとに介護予防ケアマネジメントを実施し、“生活らくかる運動塾”等への参加を促します。

【きたながいけ・にしつるが】 スクリーニングから介護が必要になる可能性が予測される高齢者に対しては、積極的なアプローチを行い、介護予防の効果を図れるよう努めます。

【吉田】 本人の同意のもとに介護予防ケアマネジメントを実施し、「らくかる運動塾」等への参加を促します。はつらつアップ高齢者に留まらず、地区内へのサロン、各種教室などの場への出向き虚弱な高齢者へ健康管理の意識を高められるような講座などを行います。

(2) アセスメント・モニタリングの実施及び評価と継続した支援

目標の達成状況やその後の支援方法についても検討し、必要に応じて継続した支援を行うとともに、介護予防の取組み継続のためにインフォーマルなサービスも含めた自立支援のアプローチを行う必要があります。

【きたながいけ・にしつるが】 具体的な目標を設定したケアプランを作成し、サービス提供によるQOLの変化を評価します。

【若槻ホーム】 介護予防サービス終了後は実施したサービスについて分析・評価し、継続した支援を図ります。

【芹田】 介護予防サービスを利用していない要支援者にも介護予防のインフォーマル等の自立支援アプローチを行い、自立支援を促します。

【富竹の里】 介護予防活動継続の重要性を伝えインフォーマルサービスの紹介や継続して実体把握を行うなどのアプローチを行っていきます。

(3) 地域での介護予防活動支援

地域の高齢者グループの介護予防活動を支援する「お達者なまちづくり（介護予防クラブ支援事業）」等の自主的な介護予防の取組みを支援するなど、地域での介護予防活動を推進することが必要です。

【安茂里】 お茶のみサロンや高齢者の集いに積極的に関わり参加者同士の交流の場の拡大、地区アセスメントをとりながら地域の高齢者グループの介護予防活動を推進します。

【きたながいけ・にしつるが】 地域内で出前講座を行い、地域の住民に介護予防の重要性を周知し、啓発活動を行います。お茶のみサロン、老人クラブ等の集いや地域の集まりに積極的に参加し、必要な情報の提供や広報、啓発活動を行います。

【わかほ】 お茶のみサロンや高齢者の集い等に積極的に関わり、「お達者なまちづくり」等介護予防の取組の支援を行います。

【星のさと】 お茶のみサロンや高齢者の集い等に積極的に参加。地域公民館で介護予防教室を開催。「お達者なまちづくり」の紹介と地域の自主的な介護予防の取組を支援します。

(4) 予防給付ケアマネジメントの支援

業務の一部を居宅介護支援事業所に委託していることから、個別に指導を行い、適正な業務が行われるよう調整します。

6 その他

(1) 介護予防教室・介護者教室の開催

介護予防の基本的な知識を普及・啓発するための介護予防教室を、また、介護者を対象に適切な介護知識・技術を習得するための介護者教室を開催し、高齢者とその家族を支援することが必要です。

- 【安茂里】 運動と脳トレーニングを中心に介護予防教室を年19回行います。認知症対策シリーズとして3回教室を開催し、認知症の理解・支援と予防の啓発に努めます。
- 【きたながいけ・にしつるが】 介護者教室を開催し、在宅介護の負担軽減につながる技術やサービスに関する情報提供を行うとともに、介護者の精神的負担の軽減に努めます。
- 【コスモス】 住民アンケートに基づいて年間計画を立てます。（4月：心の健康、病気、5月：老後に備えて、7月：認知症について、9月：失禁予防 など）
- 【わかほ】 民協での案内、地区回覧板による地区内全戸周知、有線放送、法人内施設、薬局、郵便局等に毎回案内していきます。「湯～ぱれあ」などの社会資源や公民館も有効に活用し、参加しやすい環境を整えていきます。
- 【豊野サブセンター】 筋力低下、認知機能低下の予防のため、教室を9回シリーズで開催します。地域に出向いて教室を開催するよう住民自治協議会に提案していきます。介護者教室では、「傾聴」について学ぶ6回シリーズのボランティア養成講座に協力します。
- 【富竹の里】 認知症対策2回シリーズ、介護予防教室8回シリーズの「体力脳力アップ楽々体操講座」を開催します。

（2）地域包括支援センター全体のスキルアップ

研修や講演会等に積極的に参加するとともに、各職員が学んだ知識・技術については全職員に伝達し共有することにより、地域包括支援センター全体のスキルアップを図ることが必要です。

- 【博愛の園】 事業所内でのカンファレンスを月1回実施し、業務確認及び事例検討を実施します。
- 【星のさと】 各職員が学んだ知識技術については、全職員に伝達し共有することで、全体のスキルアップを図ります。
- 【富竹の里】 研修終了後は他職員への報告・伝達を行います。研修資料の保存やファイリングにより日常業務への活用を行っていきます。
- 【吉田】 各職員が学んだ知識・技術については、全職員に伝達する会議を設け、共有します。

（3）個人情報の保護

個人情報の管理を徹底し、個人情報保護に万全の対策を講じる必要があります。

- 【安茂里・豊野サブ・吉田】 鍵のかかる事務室に書類を保管する等、（福）長野市社会福祉協議会個人情報に関する方針に基づき個人情報の管理を徹底します。
- 【星のさと】 個人情報、パソコンは鍵のかかるキャビネットに保管します。